省　令

○厚生労働省令第百二十九号

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第二十八条及び第三十三条の規定に基づき、保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十月十九日

厚生労働大臣　根本　匠

保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する省令

保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（看護師国家試験の受験手続）	（看護師国家試験の受験手続）
第二十六条　看護師国家試験を受けようとする者は、受験願書（第二号様式）に次に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。	**第二十六条**　看護師国家試験を受けようとする者は、受験願書（第二号様式）に次に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。
一　第二十四条第三号に掲げる書類	一　第二十四条第三号に掲げる書類
二　法第二十一条第一号から第三号までに該当する者であるときは、修業証明書又は卒業証明書	二　法第二十一条第一号又は第二号に該当する者であるときは、修業証明書又は卒業証明書
三　法第二十一条第四号に該当する者であるときは、同条第一号から第三号までに規定する大学、学校又は養成所で二年以上修業したことを証する書面	三　法第二十一条第三号に該当する者であるときは、法第二十一条第一号又は第二号に規定する学校又は養成所で二年以上修業したことを証する書面
四　法第二十一条第五号に該当する者であるときは、外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得たことを証する書面	四　法第二十一条第四号に該当する者であるときは、外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得たことを証する書面